

〔平成 25 年 2 月 15 日〕
〔内閣総理大臣決定〕

1. 目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

（1）総合特区により実現を図る目標

我が国が抱える急激な少子高齢化に伴う様々な問題に対し、将来負担の抑制・産業振興・地域包括ケアの発展を促し、来るべき超高齢化社会を乗り越えることができる新しい社会経済モデルを構築することを目指す。

（2）国と地方で共有する包括・戦略的な政策課題

① 増大する医療や介護に係る給付費の伸びの抑制

② 在宅介護を可能とする最先端介護機器の活用による産業振興

高齢者が住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように岡山市が最先端介護機器の研究・開発・実用化の支援を行うことにより、地域住民の介護負担の軽減を図りつつ、地域産業の育成を図る必要がある。

③ 地域包括ケアの実現

医療のニーズや要介護度、家族の状況等の様々な要素に起因する状態像の高齢者であっても在宅で安心して暮らすことができるように、配食等の生活支援や外出支援、家族介護者へのサポート等の質の高いサービスの実現を図る必要がある。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

（1）解決策

「在宅に特化した持続可能な社会経済モデル」の構築を図るため、以下の取組を一体的かつ総合的に推進する。

① 予防や介護度の改善を通じた将来負担の伸びの抑制

要介護高齢者数の増加や要介護度の重度化を逡減させ、給付費に係る将来負担を抑制するため、高齢者自身による予防への取組や介護度の改善に対応し、給付費の伸びの抑制につながるインセンティブを盛り込んだ仕組みの構築を図る。

② 在宅介護を可能とする最先端介護機器の活用による産業振興

在宅介護を可能とし、介護産業を活性化させるため、地元企業や大学等と連携して、新たな最先端介護機器の開発およびその活用のための環境整備を図る。

③ 地域包括ケアの実現

在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアを実現するため、利用者に合わせた柔軟なサービス提供を行うための環境整備を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議会における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし